

## 滑川市市街地空き地空き家活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則(昭和38年規則第10号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、市街地における空き地空き家を有効活用し、市街地の活性化を図るため、滑川市市街地空き地空き家活用支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街地 別図及び別表第1に定める区域をいう。
- (2) 空き地空き家 1年以上利用されていない空き地又は空き家をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、市街地の賑わいを促進するため、市街地の空き地空き家において事業を実施する者が事業の開始に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体又は個人、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体又は個人その他これらに類すると認められる団体又は個人は、対象者としなないものとする。

- (1) 市街地の空き地空き家において、滑川商工会議所の経営指導を受けて別表第2に掲げる業種の事業を令和5年3月31日までに開始し、3年以上継続して事業を継続することが見込めること。
- (2) 事業の実施及び継続について、所属町内会の協力を得ることができること。

(3) 補助の対象となる空き地空き家について、滑川市の他の住宅等の建設、取得又は家賃の助成に関連した補助金の交付を受けないこと。

(4) 市税の滞納がないこと。

(対象事業等)

第5条 補助の対象業種、対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

(協議)

第5条の2 別表第2の補助対象経費のうち、賃貸料に係る補助金の交付を受けようとする者は、空き地空き家の賃貸借契約の締結15日前までに、次条第1項第3号から第6号に掲げる書類を添えて市長に協議しなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、滑川市空き地空き家活用支援事業補助金交付申請(様式第1号)に次に掲げる書類(前条の規定により提出した書類を除く。)を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 改装計画図
- (2) 資金計画書
- (3) 3カ年の経営計画書
- (4) 商工会議所の経営指導を証する書面
- (5) 所属町内会の協力同意書
- (6) 市税の納税証明書
- (7) 空き地空き家の賃貸借契約書の写し(別表第2の交付対象経費のうち賃貸料に係るものに限る。)

2 前項の規定による補助金交付申請書は、次に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 土地、建物の取得費、改装費 補助事業開始の15日前
- (2) 賃貸料 賃貸開始から1年を経過した日から30日以内

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の完了後、滑川市市街地空き地空き家活用支援事業補助金実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象経費の精算書及び領収書の写し
- (2) 事業開始後(改装後)の事業所の写真
- (3) 空き地空き家の賃貸借契約書又は空き地空き家の売買契約書の写し

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日とする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、規則第15条の定めるもののほか、補助事業者が事業開始の日から3年間事業を継続しなかつた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際第5条の2の規定により協議が行われている者に対する賃貸料の補助限度額については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

滑川市市街地空き地空き家活用支援事業の対象区域

全地域が対象区域に含まれる字名	神明町、今町、夷子町、北町、武平太町、四間町、中町、瓢町、馬町、七間町、荒町、松原町、三穂町、大町、河浦町、神家町、寺家町、田中町、浜町、橋場町、瀬羽町、横町、山王町、河端町、高月町
一部の地域が対象区域に含まれる字名	常盤町、吾妻町、下小泉町、田中新町、加島町、領家町、下島、中川原、辰野、坪川新、柳原、菰原、魚躬

別表第2（第4条、第5条関係）

対象業種	<p>1 日本標準産業分類に掲げる</p> <p>(1) 大分類I卸売業、小売業のうち中分類56に定める各種商品小売業から中分類60に定めるその他の小売業まで</p> <p>(2) 大分類M宿泊業、飲食サービス業のうち中分類76に定める飲食店（小分類766を除く）及び中分類77に定める持ち帰り・配達飲食サービス業</p> <p>(3) 大分類N生活関連サービス業、娯楽業のうち中分類78に定める洗濯・理容・美容・浴場業</p> <p>2 その他市長が特に認める業種</p>	
交付対象経費	土地、建物の取得費、事業所の改装費	賃貸料、事業所の改装費
補助率	1/2	1/2
補助限度額	100万円	賃貸料1年分 50万円 改装費 50万円

別図（第2条関係）

滑川市市街地空き地空き家活用支援事業の対象区域

